Living Information

くらし百科

㊐は問い合わせ先です

20歳になったら「国民年金」

成人式をお迎えになる皆さん、おめでとうございます。

成人になるといろいろな権利と義務が発生しますが、国民年金への加入も大切な義務の一つです。

国内に住所がある20歳以上60歳未満の方で、厚生年金や共済組合などに加入していない方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。公的年金制度は、老後生活の安定のためだけでなく、けがや病気などで「障害」が残ったときにも私たちの生活を支えてくれる大切なものです。

20歳は国民年金の出発点です。社会保険事務所で各個人に調査をします。所要事項を記入し返送後に年金手帳が送付されます。

年金手帳には、基礎年金番号が記載されています。会社に勤めたとき、会社を変わったときにも基礎年金番号が必要となります。**手帳は大切に保管してください。**

＊学生には納付の特例があります

■源泉徴収票が送付されます

老齢基礎年金などを受給されている方に、社会保険業務センターから『源泉徴収票』が1月末日までに送付されます。

源泉徴収票には、平成14年中に支払われた年金の総額や、介護保険料の控除内容が記載されています。確定申告をされる方は必ず持参してください。

なお、**障害年金や遺族年金を受給されている方は**、課税対象とならないため、**送付されません。**

■未支給年金とは？

不幸にして年金受給者の方が亡くなった場合、**亡くなった月分までの年金**を親族の方に受け取っていただくことになります。

未支給などの**手続きは社会保険事務局大河原事務所**で行います。遠くて大変な場合は、毎月行う**社会保険相談日**をご利用ください。

なお、手続きが遅れると以後も年金として振り込まれ、過払い金として返納する場合もありますので、早めに手続きしてください。

社会保険事務局大河原事務所
☎0224―51―3111

㊐市民課国民年金相談係
☎22―1312

心身障害者医療費（老人医療）助成について

心身障害者医療費助成については、申請書提出後、約3ヶ月後に助成されていますが、昨年10月の老人保健法の改正による一部負担金額の変更に伴い、審査から助成決定まで、さらに1ヶ月かかることになりました。平成14年10月診療分からは申請した約4ヶ月後に助成されるようになります。

㊐福祉事務所社会福祉係
☎22―1400

森林づくりを支える「森林整備地域活動支援交付金」制度について

森林所有者などによる、計画的・一体的な森林施業実施に不可欠な地域活動を、確保し支援するため、**「森林整備地域活動支援交付金」**制度を今年度より開始します。

●対象となる森林　森林施業計画の認定を受けている、30ｈａ以上のまとまりのある森林。

●交付対象者　森林施業計画（注）の認定を受けた森林所有者

（注）森林所有者などが具体的に伐採や造林などの計画を自発的に立てるもので、5年を1期として作成し、市長の認定が必要です。

●交付対象となる行為

市長との間で取り交わした協定に基づき行う、森林施業に必要な作業（地域活動）の実施が必要で、次の地域活動のうち、毎年度1つ以上実施することが必要です。

◇　森林の現況調査

①実施区域、作業方法を決定するにあたり必要となる林木の生育状況、繁茂状況などの林況調査

②林道などから施業箇所までの作業道や歩道のアクセスの状況

◇　実施区域の明確化作業

①境界の確認、作業実施区域界の刈払い、境界杭やペンキなどによる表示、区域の位置・形状・面積を把握するための測量

◇　歩道整備

①作業箇所に至るまでの作業道や歩道の刈払い、補修、

②既設歩道間などの連絡歩道新設

●交付金額　毎年度、対象森林内の積算基礎森林1ｈａあたり年間1万円を交付します。

※　積算基礎森林とは

・林齢が35年生以下の人工林

・林齢が60年生以下の育成天然林

・林齢が36年生以上45年生以下の人工林で一定の条件を満たす森林

●実施期間　平成14年度～平成18年度までの5ケ年間

●注意点　協定の廃止や違反があった場合、締結時にさかのぼり交付金を返還することになります。また、森林施業計画の遵守違反により計画が取り消された場合も同様です。

㊐農林課　☎22―1253
白石蔵王森林組合
☎25―2721

宮城県産業別最低賃金

地域別最低賃金	時間額	効力発生の日
宮城県最低賃金	617円	10月2日

産業別最低賃金	時間額	効力発生の日
鉄鋼業	722円	
電気機械・情報通信機械器具電子部品、デバイス製造業	696円	12月15日
自動車小売業	701円	

㊐宮城労働局賃金室022-299-8841